

## 建築士法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令案について

### 1. 背景

建築士法等の一部を改正する法律（平成18年法律第114号）が平成18年12月に公布されたところであり、同法の一部を施行するため、施行期日を定める必要がある。

### 2. 概要

建築士法等の一部を改正する法律のうち、建築士事務所協会及び建築士事務所協会連合会に関する制度等に係る規定（附則第1条第3号に掲げる規定）の施行期日を平成21年1月5日とする。

### 3. 今後のスケジュール（予定）

事務次官等会議	平成20年	9月12日（金）
閣議	平成20年	9月16日（火）
公布	平成20年	9月19日（金）

< 問い合わせ先 >

国土交通省住宅局建築指導課 宿本

代表：03-5253-8111（内線39-516）

直通：03-5253-8513